

簡易外注における見積徴収業者の選定基準

1 要旨

町有施設（物品等に属するものを除く。以下、「施設」という。）の新設、修繕工事及びその工事に伴う測量、調査、設計業務並びに維持管理業務委託で、請負金額が1件50万円以下の簡易なものについて、町が随意に発注する場合の業者の選定について、基準が明文化されておらず、担当者の裁量に委ねられているかのような疑念が生じたため、選定基準を明文化することで、町として適正に業者選定を行っていることを明らかにする。

2 現在の選定方法

担当職員が、過年度実績、受注状況、特段の配慮が必要な要望者への対応、近隣施設の入札工事及び業務委託（以下、「工事等」という。）の受注状況、事業所の位置などを参酌して選定した業者について担当課長の決裁を得た後に見積を徴している。

3 今後の選定方法

担当課長が、別記一覧表の種別ごとの基準に応じて選定する。

(別記)

簡易外注における見積徴収業者の選定基準一覧表

・緊急工事（1者）

道路陥没	・日中は事業所が近い町内業者（ただし、土日祝日は当番業者）又は近隣施設の入札工事受注業者又は速やかに作業に着手可能な業者 ・夜間は県道維持受注業者
支障物撤去	・動物死骸は、海田町シルバー人材センター（ただし、土日祝日に海田町シルバー人材センターで対応不能の場合は当番業者）動物死骸のうち猪、鹿などの大型動物については、海田町シルバー人材センターで対応不能のため、事業所が近い町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者 ・倒木等落下物は、道路陥没に同じ ・水路及び管渠の詰まりで緊急なものは、構造物築造業者を優先に選定し、築造業者が不明または連絡困難な場合は、道路陥没に同じ
その他工事	・道路陥没に同じ

・修繕工事（２者以上）

過去実績及び近年の受注状況（以下、「過去実績等」という。）を参酌し、次のとおり選定する。

構造物修繕	・事業所が近い町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者
舗装修繕	・町内舗装業者を優先に選定し２者目は構造物修繕工事に同じ
浚渫	・専門機械が必要な工事は過年度実績等を参酌して浚渫業者を選定する。 ・土砂撤去等は構造物修繕に同じ
支障物撤去	・河川及び水路等の支障物撤去は構造物修繕に同じ ・倒木等の落下物で緊急でないものは構造物修繕に同じ
水道施設工事	・過去実績等を参酌して町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者等から選定する。
下水道施設工事	・過去実績等を参酌して町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者等から選定する。
公園施設修繕	・過去実績等を参酌して町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者等から選定する。
建築物修繕	・過去実績等を参酌して町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者等から選定する。
その他工事	・過去実績等を参酌して町内業者又は近隣施設の入札工事受注業者等から選定する。

・測量，調査，設計業務委託（２者以上）

設計に伴う測量等	・設計業務委託受注業者を優先に選定し，２者目は過去実績等を参酌して選定する。
修正設計業務	・当初設計業務受注業者を優先に選定し，２者目は過去実績等を参酌して選定する。
補償費再算定	・修正設計業務委託に同じ
測量業務	・過去実績等を参酌して選定する。
調査業務	・過去実績等を参酌して選定する。
家屋調査業務	・過去実績等を参酌して選定する。
土地鑑定評価	・過去実績等を参酌して選定する。

分筆登記業務等	・過去実績等を参酌して選定する。
---------	------------------

・維持管理業務委託（２者以上。ただし、シルバー人材センターの場合は１者）

林道清掃等	・海田町シルバー人材センターを優先して選定し、海田町シルバー人材センターから履行困難であると報告された案件については、過去実績等を参酌し、町内業者から選定する。
倒木処理等	・支障物の撤去で簡易なものについては、海田町シルバー人材センターを優先して選定し、それ以外のものについては、過去実績等を参酌して町内業者から選定する。
道路除草業務	・林道清掃等に同じ
道路法面伐採	・町内造園業者を優先して過去実績等を参酌して選定する。（町内造園業者が履行困難な場合は、町内業者及び過去実績等を参酌して選定する。）
急傾斜地伐採	・道路法面伐採と同じ
その他業務	・過去実績等を参酌して選定する。（ただし、過去実績等が無い新規の業務の場合は、財政経営課と協議したうえで近隣市町の実績等を参酌して選定する。

※ 海田町シルバー人材センターについては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により 1 者から見積書を徴収することで執行できる。